

財団法人 福島県サッカー協会 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、財団法人福島県サッカー協会（外国に対しては英名を、Fukushima Football Association（略称Fukushima F A））と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福島県郡山市菜根五丁目9番16号柳沼ビル 号棟に置く。

(目的)

第3条 本協会は、福島県内におけるサッカー競技の普及および振興を図り、もって福島県民の豊かなスポーツ文化の振興および心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) サッカーの競技会の開催、運営および公式記録の作成及び保存に関すること
- (2) サッカーに係わるチーム、選手、役員、審判員、指導者等の養成及び登録に関すること
- (3) サッカーの指導、調査、研究に関すること
- (4) 福島県を代表するチームの役員及び選手の選定及び派遣に関すること
- (5) サッカーを通じての国際交流に関すること
- (6) サッカー競技に関する功労者および優秀競技者の表彰に関すること
- (7) サッカー以外の団体と連携協力し、スポーツの振興を図ること
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 加盟団体の負担金
- (6) 補助金、交付金収入
- (7) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本協会の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社への信託、又は国債、公社債その他安全確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、福島県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度前に福島県教育委員会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、その会計年度終了後2か月以内に理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了3か月以内に福島県教育委員会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第13条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ福島県教育委員会の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第14条 収支予算で定めるものを除き、本協会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、福島県教育委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事27名以上30名以内
- (2) 監事2名又は3名

- 2 理事のうち、1人を会長、7名以内を副会長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1以下としなければならない。

(職務)

第 18 条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括し、会長及び副会長に事故あるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本協会の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本協会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務の執行状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は福島県教育委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任 期)

第 19 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 20 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づき、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 21 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本協会の業務に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第 24 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 18 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、若し

くは監事が招集したとき。

(招 集)

第 25 条 理事会は、第 18 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合には、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知をしなければならない。
ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日を短縮することができる。

(議 長)

第 26 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第 24 条第 3 項第 3 号の規定により、招集された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数)

第 27 条 会議は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 29 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における、前 2 条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。
- 3 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項について、書面若しくは持ち回りの方法により、全理事の賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を記載すること。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、署名、押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 31 条 本協会に、評議員 30 名以上 35 名以内を置く。

- 2 評議員は理事会で選任し、会長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者、同一業界関係者が占める割合は、それぞれ評議員現在数の 2 分の 1 以下とする。
- 5 評議員には、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 32 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第 18 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選任する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第 24 条第 3 項、第 25 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 27 条から第 30 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 6 章 名誉会長及び顧問等

(名誉会長、顧問及び参与)

第 33 条 本協会に名誉会長 1 名、顧問 3 名以内、参与 3 名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、名誉会長、顧問及び参与に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

第 7 章 専門委員会

第 34 条 本協会の事業遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する専門委員をもって組織する。
- 3 前 2 項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 8 章 加盟団体

(加盟団体)

第 35 条 福島県内において、本協会の趣旨に賛同する団体は、理事会及び評議員会の承認を得て、加盟団体となることができる。

(資格喪失)

第 36 条 加盟団体は、次の各号に掲げる事由によって加盟団体の資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 財団法人福島県サッカー協会の解散
- (3) 除名
- (4) 当該加盟団体の解散

(脱退)

第 37 条 加盟団体で脱退しようとする団体は、理由を付して脱退届を提出しなければならない。

(除名)

第 38 条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会の同意を得

て、会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はその目的に違反する行為のあったとき
- (2) 負担金を2年以上滞納したとき

(負担金)

第39条 加盟団体は、毎年負担金を納入しなければならない。

- 2 負担金については理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(その他)

第40条 加盟団体に関する事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福島県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第42条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号のまでの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福島県教育委員会の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第43条 本協会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福島県教育委員会の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務及び財務等に関する資料の備置き及び閲覧)

第45条 主たる事務所においては、次の各号に掲げる業務及び財務等に関する資料を備え置き、原則として一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 加盟団体名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書

- 2 寄附行為及び役員名簿、加盟団体名簿は、可能な限り最新の状態で常に備え置

くものとする。

- 3 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、当該会計年度の終了後、原則として3か月以内に備え、5年間備え置くものとする。
- 4 事業計画書及び収支予算書は、当該会計年度の開始後、原則として3か月以内に備え、次会計年度の事業計画書及び収支予算書が備えられるまで、備え置くものとする。

第11章 補 則

(委任)

第46条 この寄附行為に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本協会の設立許可のあった日(平成18年4月1日)から施行する。
- 2 本協会の設立初年度の事業計画および収支予算は、第10条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
- 3 本協会の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成19年3月31日までとする。
- 4 本協会設立当初の役員は、第17条の規定にかかわらず別紙のとおりとし、その任期は第19条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。
- 5 本協会設立当初の評議員は、第31条の規定にかかわらず別紙のとおりとし、その任期は、第31条で準用する第19条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。
- 6 従前の福島県サッカー協会に属した一切の権利義務は本協会が継承する。